平成２２年（フ）第２１７号
山口県周南市大字久米1126番地の10　レオパレス愛和Ⅲ，207号、前住所山口県下松市西柳２丁目４番33号
債務者　横中　　遼
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３５４号
山形県東根市中央４丁目３番２―232号　県営東根中央アパート２号棟３階２号室
債務者　滝口千賀子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５８号
山形市北町４丁目16番25―503号　北部アパートＥ
債務者　杉浦　秀幸
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７６号
山形市五十鈴２丁目10番９号
債務者　麻見　俊光
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５６号
群馬県館林市新宿２丁目13番22号　ハイツバイオレット―203
債務者　中野　正実
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２６４号
群馬県太田市東新町80番地７
債務者　河田　勝憲
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２８１号
群馬県館林市高根町1052―211、住民票上の住所群馬県館林市新宿１丁目８番31号
債務者　田中　　廣
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２８２号
群馬県館林市高根町1052―211、住民票上の住所群馬県館林市新宿１丁目８番31号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２５３号
新潟県長岡市宮栄３丁目３番１号
債務者　安達　美香
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３２４２号
札幌市白石区南郷通８丁目北１番15号　浅元マンション302号
債務者　森　さゆり
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９７号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目３番22号　イーストスクエア５・４Ａ203号
債務者　畠中　慎二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１１号
札幌市北区新川３条16丁目３番17―２号
債務者　須貝　亮太
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６５号
札幌市南区澄川５条13丁目10番38号
債務者　服部　敏彦
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４８号
札幌市豊平区平岸６条12丁目12番18号　コーポ佐々木８号
債務者　佐々木和枝
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９１号
札幌市白石区本通12丁目南１番７号　ＯＲＩＪＩＮ本通305号
債務者　河　由利子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５１１号
北海道江別市あさひが丘14番地の14　ルミエールエクセレントＢ201号室
債務者　倉見　千春（旧姓井上・菊地）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５１８号
札幌市南区澄川４条２丁目10番１―307号
債務者　澁谷　典子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部